（証券コード8341）

平成21年６月３日

株　主　各　位

仙台市青葉区中央三丁目３番20号
株式会社　七十七銀行
取締役頭取　鎌　田　　宏

第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当行第125回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年６月25日（木曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当行指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.e-kosi.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記（57頁から58頁まで）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬　具

記

1.　日　　時　平成21年６月26日（金曜日）午前10時

2.　場　　所　仙台市青葉区中央三丁目３番20号　当行本店４階会議室

3.　目的事項

報告事項

１．第125期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件

２．第125期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役16名選任の件

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第５号議案　取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使の事前通知

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前（平成21年６月22日）までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当行あてご通知ください。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ（アドレス：http://www.77bank.co.jp/）に掲載させていただきます。

添付書類

第125期（平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで）事業報告

1．当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〈主要な事業内容〉

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、社債受託業務、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの業務を行っております。

〈金融経済環境〉

当期のわが国経済は、米国の信用力の低い個人向け住宅融資（サブプライムローン）問題に端を発し、世界的な規模へと発展した金融・経済危機の影響等により、昨年９月以降、急激な国内･外需要の減少に見舞われ、大規模な生産や雇用の調整が見られるなど、期の後半にかけて、かつてないスピードで悪化しました。一方、主要営業基盤である宮城県の景況は、期を通じて公共投資や住宅投資が低調に推移したほか、期の後半は、生産が大幅に減少し、雇用情勢の悪化などから個人消費に弱い動きが広がるなど、全体としてはさらに後退しました。

こうしたなか、金利情勢については、長期金利が、世界的な物価上昇に伴う利上げ観測の高まりから、期初に一時１％台後半まで上昇したものの、期の後半は景気後退を反映し１％台前半まで低下しました。一方、短期金利は、日銀の政策金利の引下げや資金供給拡充策を受け、期末にかけて若干低下しましたが、通期ではほぼ横這いで推移しました。また、株価は、昨年９月以降の急激な景況感の悪化を受け、日経平均株価がバブル崩壊以降の最安値を更新するなど、低迷が続きました。この間、為替相場は、米国の実体経済の悪化を背景に、一時13年ぶりに１ドル＝90円台を割り込むなど、円高傾向で推移しました。

〈事業の経過及び成果〉

このような金融経済環境のもとで、当行は、株主･お取引先の皆さまのご支援のもと役職員が一体となって事業活動の推進に努めてまいりました。

（主要な事業施策等）

イ．地域･お客さまのニーズにお応えし、より地域に密着した営業を推進するため、当期中、名取市に杜せきのした支店、岩沼市に岩沼西支店、仙台市太白区に富沢

支店、仙台市青葉区に栗生支店を新設しました。また、お客さまの利便性の向上をはかるため、仙台市営地下鉄駅構内などに店舗外現金自動設備を９か所新設しました。その結果、平成21年３月末現在の店舗数は、出張所を含めて143か店、店舗外現金自動設備は244か所となりました。さらに、お客さまのニーズの多様化を踏まえ、コンビニＡＴＭを運営する株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携を開始し、株式会社セブン銀行との提携を含め、当行のお客さまがご利用可能なコンビニＡＴＭ運営会社との提携による店舗外現金自動設備は、平成21年３月末時点で28,321か所となっております。

ロ．中小企業金融の円滑化に向け、政府のセーフティネット保証制度などを積極的に活用するとともに、個人事業主や中小企業のお客さまの年末、年度末に向けた資金繰りの相談にお応えするため、臨時に休日相談窓口を設置しました。

ハ．宮城県における産業振興を主な目的として、宮城県、株式会社三井住友銀行および当行において「産業振興に関する協力協定」を締結し、自動車関連産業新規参入セミナーや海外ビジネスセミナーなどを開催しました。

ニ．岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部を震源とする地震による被災者の皆さまに対し、災害復旧にかかる資金ニーズに迅速にお応えする「七十七災害対策ローン」を取扱いました。

ホ．創業130周年記念事業として、日本赤十字社宮城県支部に対して大型移動採血車を寄贈するとともに、企業献血のキャンペーンを実施し、約1,200人の行員および行員家族が献血を行いました。そのほか、国立大学法人東北大学への寄附講座の開設や「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」に合わせた県内観光地等の清掃活動〈七十七〉クリーンアップ運動など、日頃のお取引先のご支援にお応えすべく、様々な記念事業を実施しました。

へ．地域のお客さまとともに地元プロスポーツチームを応援するため、当行がスポンサーとなっている「ベガルタ仙台」・「東北楽天ゴールデンイーグルス」・「仙台89ERS」のそれぞれのキャラクターを新たな総合口座通帳のデザインに取り入れました。

（当期の業績）

当期の業績は、次のようになりました。

預　　金（譲渡性預金を含む）

預金（譲渡性預金を含む）は、個人預金を中心に増強に努めました結果、568億円増加し、期末残高は５兆1,286億円となりました。なお、預金と国債等公共債・投資信託等の預り資産を合わせた期末残高は845億円増加し、５兆6,940億円となりました。

貸 出 金

貸出金は、地元中堅・中小企業向け貸出および個人向けの消費者ローンを中心

に増強に努めましたなか、大企業向けおよび地公体向け貸出の増加もあり、2,332億円増加し、期末残高は３兆3,957億円となりました。

有価証券

有価証券は、貸出金の増加に伴い運用残高を圧縮したこと等から、国債で2,077億円減少し、その他でも1,489億円減少した結果、期末残高は１兆7,029億円となりました。

内国為替取扱高

内国為替取扱高は、6,945億円増加し、45兆7,604億円となりました。

外国為替取扱高

外国為替取扱高は、６億８百万ドル増加し、25億54百万ドルとなりました。

収益状況

収益状況は、厳しい経営環境のなか、資金の運用・調達の効率化および経費の節減に努めました結果、株式相場の低迷による影響がありましたものの、経常利益は126億32百万円、当期純利益は77億45百万円を計上することができました。

なお、連結対象子会社７社を含めた連結経常利益は123億78百万円、連結当期純利益は77億24百万円となりました。

〈当行が対処すべき課題〉

今後を展望しますと、金融機関は、戦後最悪とも言われる経済危機の渦中にあり、預貸金の利鞘収益といった本業収益の悪化のほか、有価証券の減損処理や与信関連費用の増加など、非常に厳しい収益環境への対応が求められております。また、法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢の整備に向けた取組みや、信用リスクを始めとする様々なリスク管理の高度化に向けた対応など、内部管理態勢をより一層強化していく必要があります。

さらに、地域金融機関は、地域における景況感が急速に悪化し、将来に対する不透明感が一層強まりをみせるなかで、従来以上に地域に根ざした金融の円滑化を図り、地域経済の発展に貢献していく必要があります。

こうした課題に積極的に対処するため、当行は、本年４月より期間を３年とする中期経営計画「ＳＳＳ（トリプルエス）向上プラン～新たな時代の創造のために～」をスタートさせました。この計画に基づき、ビジネスモデルの改革に取り組み、営業力の強化と生産性の向上を図るとともに、「地域と共に新たな時代を創造する『Best（ベスト） creative（クリエイティブ） bank（バンク）』」の具現化を目指して、透明性の高い経営に努力してまいる所存であります。

株主の皆さま方には、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
預　　　　　金	47,234	47,342	47,676	48,635
定 期 性 預 金	20,465	20,419	20,925	21,281
そ　　の　　他	26,768	26,923	26,750	27,353
貸　　出　　金	30,825	31,318	31,625	33,957
個　人　向　け	7,131	7,326	7,330	7,505
中 小 企 業 向 け	12,413	11,867	11,315	11,129
そ　　の　　他	11,280	12,124	12,979	15,322
商 品 有 価 証 券	200	335	334	374
有　価　証　券	20,609	20,609	20,594	17,029
国　　　　　債	10,860	10,461	9,731	7,654
そ　　の　　他	9,749	10,148	10,863	9,374
総　　資　　産	55,193	56,134	56,236	56,092
内 国 為 替 取 扱 高	450,221	453,514	450,659	457,604
外 国 為 替 取 扱 高	2,493百万ドル	2,120百万ドル	1,946百万ドル	2,554百万ドル
経　常　利　益	16,032百万円	18,174百万円	19,788百万円	12,632百万円
当 期 純 利 益	9,238百万円	10,161百万円	12,227百万円	7,745百万円
１株当たりの当期純利益	24円22銭	26円74銭	32円22銭	20円41銭

注１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　２．１株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

（参考）連結業績の推移

（単位：億円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
連 結 経 常 収 益	1,181	1,292	1,346	1,482
連 結 経 常 利 益	180	194	201	123
連 結 当 期 純 利 益	94	102	123	77
連 結 純 資 産 額	3,594	3,838	3,514	3,019
連 結 総 資 産	55,519	56,477	56,592	56,442

注１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　２．平成18年度から貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,702人	2,670人
平 均 年 齢	40年　0月	40年　3月
平均勤続年数	18年　2月	18年　7月
平均給与月額	460千円	467千円

注１．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
　２．使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
　３．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
宮 城 県	128店 (うち出張所 7)	124店 (うち出張所 7)
福 島 県	7 (－)	7 (－)
岩 手 県	1 (－)	1 (－)
山 形 県	1 (－)	1 (－)
秋 田 県	1 (－)	1 (－)
東 京 都	2 (－)	2 (－)
愛 知 県	1 (－)	1 (－)
大 阪 府	1 (－)	1 (－)
北 海 道	1 (－)	1 (－)
合 計	143 (7)	139 (7)

注．上記のほか、当年度末において、法人営業所１か所（前年度末１か所）、駐在員事務所１か所（前年度末１か所）、店舗外現金自動設備を244か所（前年度末237か所）設置しております。
　また、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を12,814か所（うち宮城県内329か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を9,454か所（うち宮城県内280か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を6,053か所（うち宮城県内151か所）それぞれ設置しております。

ロ．当年度新設営業所

営業所名	所 在 地
杜せきのした支店	宮城県名取市増田字柳田590番地（７街区４画地）
岩沼西支店	宮城県岩沼市たけくま一丁目11番13号
栗生支店	仙台市青葉区落合六丁目11番地の２
富沢支店	仙台市太白区富沢南一丁目23番地の３

注．上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止しました。

①当年度中に設置した店舗外現金自動設備

みちのく・三陸だてもん市場（宮城県名取市）
ＣＯ・ＯＰ塩釜栄町店（宮城県塩釜市）
三井アウトレットパーク仙台港（仙台市宮城野区）
坂総合病院（宮城県多賀城市）
泉パークタウンタピオ（仙台市泉区）
地下鉄五橋駅（仙台市青葉区）
地下鉄台原駅（仙台市青葉区）
地下鉄勾当台公園駅（仙台市青葉区）
地下鉄八乙女駅（仙台市泉区）

②当年度中に廃止した店舗外現金自動設備

一・四・一ビル（仙台市青葉区）
みちのく・三陸だてもん市場（宮城県名取市）

ハ．銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設　備　投　資　の　総　額	3,545

注．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　容	金　額
事務センター電気設備更新	823
店舗の新設および新築	528
本店ビル空調設備更改	341

注．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

当行は、親会社を有しておりません。

ロ．子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
七十七ビジネスサービス株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目１番12号	現金等の精査整理 収納割符等の整理集計	昭和55．１．14	百万円 20	% 100.00	－
七十七スタッフサービス株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目１番12号	労働者派遣事業	昭和62．３．３	30	100.00	－
七十七事務代行株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目１番12号	担保不動産の調査 債権書類の保管業務	昭和63．10．１	30	100.00	－
七十七リース株式会社	仙台市青葉区本町二丁目15番１号	機械、器具、車輌等の 賃貸借および売買	昭和49．11．25	100	58.82 (52.94)	－
七十七信用保証株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目１番12号	信用保証ならびに 信用調査業務	昭和53．10．２	30	50.90 (45.90)	－
七十七コンピューターサービス株式会社	仙台市泉区明通二丁目10番１	電子計算機器等による 計算業務の受託	昭和57．１．29	20	50.00 (45.00)	－
株式会社七十七カード	仙台市宮城野区榴岡二丁目４番22号	クレジットカード業務 金銭の貸付	昭和58．２．22	64	34.34 (28.28)	－

注１．上記の重要な子会社等７社を連結対象子会社としており、当行が有する子会社等の議決権比率は（　）内の間接所有割合を含めて記載しております。なお、持分法適用会社は該当ありません。

２．七十七コンピューターサービス株式会社および株式会社七十七カードについては、上記のほか、緊密な関係にある者がそれぞれ45.00％、45.45％の議決権を有しているため、連結対象子会社としております。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4．株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
6．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当		重要な兼職	その他
鎌　田　　宏	（代表取締役）取締役頭取	監査部担当		
氏　家　照　彦	（代表取締役）取締役副頭取	秘書室、コンプライアンス統轄部、リスク統轄部、東京事務所担当		
永　山　勝　教	（代表取締役）専務取締役	総合企画部、人事部担当		
佐　藤　令　一	常務取締役	事務管理部、システム部担当		
長　尾　公　嗣	常務取締役	資金証券部、市場国際部担当		
山　田　正　行	常務取締役	審査部、総務部担当		
神　部　光　崇	常務取締役	営業統轄部、営業支援部、地域振興部担当		
藤　代　哲　也	取　締　役	東京支店長		
大　内　栄　治	取　締　役	リスク統轄部長		
鈴　木　　勇	取　締　役	営業統轄部長		
堀　田　賢　一	取　締　役	監査部長		
長　谷　昌　武	取　締　役	卸町支店長		
小　島　昌　邦	取　締　役	古川支店長		
田　村　秀　春	取　締　役	本店営業部長		
石　崎　敏　夫	取　締　役	資金証券部長		
丹　野　雅　也	取　締　役	石巻支店長		
小野寺　壽　雄	常勤監査役			
北　浦　　聡	常勤監査役			
杉　田　正　博	監　査　役	（社外監査役）	万有製薬株式会社常勤監査役	
中　村　　健	監　査　役	（社外監査役）	弁護士	
千　葉　眞　弘	監　査　役	（社外監査役）		

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	19	(153) 391
監　査　役	7	(21) 61
計	26	(174) 453

注１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　２．支給人数には、平成20年６月27日開催の第124回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名および監査役２名を含んでおります。
　３．定款又は株主総会で定められた報酬限度額は次のとおりであります。
　　　取締役　年額３億６千万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）
　　　監査役　年額　　８千万円以内
　　　（以上、平成19年６月28日開催第123回定時株主総会決議）
　４．上記のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬が125百万円（使用人分給与111百万円、使用人分賞与13百万円）あります。
　５．上記には、役員賞与引当金繰入額24百万円（取締役20百万円、監査役４百万円）、役員退職慰労金支給額５百万円（過年度引当金繰入額除き、取締役４百万円、監査役１百万円）および役員退職慰労引当金繰入額145百万円（取締役129百万円、監査役16百万円）を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏　　名	兼任その他の状況
杉　田　正　博	万有製薬株式会社常勤監査役（社外監査役） 株式会社堀場製作所取締役（社外取締役）
中　村　　　健	株式会社高速監査役（社外監査役） 株式会社北洲監査役（社外監査役）
千　葉　眞　弘	該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
杉　田　正　博	1年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、当期開催の監査役会18回のうち17回に出席しております。	金融面における豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。
中　村　　　健	1年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、当期開催の監査役会18回のすべてに出席しております。	長年の弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。
千　葉　眞　弘	0年9月	平成20年6月の就任以降に開催された取締役会11回のすべてに出席し、同じく就任以降に開催された監査役会13回のすべてに出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約

当行と社外役員との間では、責任限定契約はありません。

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4	（　3） 10	－

注1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　2．支給人数には、平成20年6月27日開催の第124回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
　3．上記には、役員退職慰労金支給額0百万円（過年度引当金繰入額除き）および役員退職慰労引当金繰入額3百万円を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。

(5) 社外役員の意見

上記(1)から(4)の記載内容に対する意見はありません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数　発行可能株式総数　1,344,000 千株
　　　　　　　発行済株式の総数　383,278 千株

(2) 当年度末株主数　13,233 名

(3) 大株主

発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の１以上の数の株式を有する株主は、該当ありません。

なお、参考として大株主上位10先の状況を以下に記載しております。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	18,928 千株	4.99 %
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	18,495	4.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口４Ｇ	16,337	4.30
日本生命保険相互会社	15,431	4.06
住友生命保険相互会社	15,412	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	14,195	3.74
第一生命保険相互会社	12,275	3.23
東京海上日動火災保険株式会社	9,346	2.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	9,183	2.42
株式会社みずほコーポレート銀行	6,651	1.75

注１．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
　２．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
　３．持株比率は持株数を発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

６．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
監査法人トーマツ 指定社員 業務執行社員　公認会計士　菅　博雄 指定社員 業務執行社員　公認会計士　髙原　透	93	会計監査人が対価を得て行う非監査業務 ・金融検査マニュアルに基づく内部管理態勢に関する調査手続業務 ・財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務

注１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．報酬等には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
３．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
４．会計監査人に対し、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭の合計額は、101百万円であります。

(2) 責任限定契約

当行と会計監査人との間では、責任限定契約はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

・会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合

７．業務の適正を確保する体制

当行は、業務の適正を確保する体制を整備するため、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定めております。

(1) 取締役･使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当行は、法令等遵守にかかる基本的考え方、基本方針について定めた法令等遵守方針に基づき、法令等を遵守する。

ロ．当行は、法令等遵守態勢の整備・強化を図るための組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会、その下部機関としてのコンプライアンス部会を置くとともに、部店毎にコンプライアンス推進委員会を置く。また、法令等遵守の統轄部署としてコンプライアンス統轄部を置く。

ハ．当行は、頭取を法令遵守担当役員とするとともに、法令等遵守の統轄部署に法令遵守統轄者および統轄コンプライアンス・オフィサー、各部店にコンプライアンス・オフィサーもしくは法令遵守連絡担当者を置く。

ニ．取締役会は、年度毎に「法令等遵守に係わる実践計画」を決議するとともに、実践計画の進捗状況および達成状況等の報告を受ける。

ホ．当行は、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として、専用電話等を設置・運営する。

ヘ．監査役は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、またはそのおそれがあると認めたときは取締役会に報告するなど、適切な措置を講じる。

ト．当行は、反社会的勢力への対応にかかる基本方針等について定めた反社会的勢力への対応方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．当行は、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行にかかる文書を、文書取扱要領に基づき保管および管理する。

ロ．当行の役職員は、情報資産の具体的な管理基準を定めたセキュリティスタンダードに基づき、情報資産の適切な管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当行は、リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、適切なリスク管理を行う。

ロ．当行は、統合的リスク管理を行う部署として、リスク統轄部を置く。

ハ．当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても適切に対処する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当行は、毎月および必要に応じて取締役会を開催するとともに、取締役会の委任を受けた範囲において、常務会にて重要事項の協議を行う。

ロ．取締役会は、全行的な目標として策定する経営計画および予算等について決議するとともに、その進捗状況について報告を受ける。

ハ．取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき、職務を執行する。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当行は、当行の経営方針を子会社に周知徹底し、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。

ロ．当行は、子会社に対し、当行が制定する内容に則り、コンプライアンス、リスク管理等に関する諸規定を制定させ、これを遵守させる。

ハ．当行は、子会社との間で取引を行うにあたって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の取引条件にて行う。

ニ．当行は、子会社との間に予め定める事項につき協議・報告を受け、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行う。

ホ．当行は、子会社の事業等の健全性を維持するため、別途締結する契約に基づく委託を受け、監査部にて業務運営状況の監査を行う。

ヘ．当行は、子会社と定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理および連携を強化する。

ト．当行は、当行および子会社の財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

コンプライアンス統轄部に監査役の職務を補助する専任の使用人を置き、その使用人は監査役の指示に従い、その職務を行う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人にかかる考課、異動等、人事に関する事項の決定については、監査役会の事前の同意を得る。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役および使用人（以下、「取締役等」という。）は、取締役会その他監査役の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。

ロ．取締役等は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に報告を行う。

ハ．監査役は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役等に対して説明を求めることができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、監査役会規定および監査役監査基準に基づく、代表取締役との定期的会合、取締役会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会計監査人等との連係を通じ、監査を実効的に行う。

ロ．監査役会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

第125期末（平成21年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**315,404**	**預金**	**4,863,562**
現金	45,524	当座預金	159,578
預け金	269,880	普通預金	2,355,700
コールローン	**4,526**	貯蓄預金	125,984
買入金銭債権	**11,421**	通知預金	15,419
商品有価証券	**37,455**	定期預金	2,110,377
商品国債	1,723	定期積金	17,792
商品地方債	1,760	その他の預金	78,709
その他の商品有価証券	33,971	**譲渡性預金**	**265,040**
金銭の信託	**38,008**	**コールマネー**	**52,061**
有価証券	**1,702,912**	**債券貸借取引受入担保金**	**1,602**
国債	765,417	**借用金**	**353**
地方債	87,815	借入金	353
社債	545,478	**外国為替**	**101**
株式	88,411	売渡外国為替	24
その他の証券	215,790	未払外国為替	76
貸出金	**3,395,772**	**その他負債**	**55,888**
割引手形	18,362	未決済為替借	34
手形貸付	193,903	未払法人税等	4,727
証書貸付	2,659,510	未払費用	9,371
当座貸越	523,995	前受収益	2,033
外国為替	**1,096**	給付補てん備金	19
外国他店預け	1,056	金融派生商品	2,991
買入外国為替	6	リース債務	528
取立外国為替	33	その他の負債	36,181
その他資産	**21,267**	**役員賞与引当金**	**24**
未決済為替貸	4	**退職給付引当金**	**41,663**
前払費用	50	**役員退職慰労引当金**	**880**
未収収益	9,042	**睡眠預金払戻損失引当金**	**154**
金融派生商品	1,741	**偶発損失引当金**	**560**
その他の資産	10,427	**支払承諾**	**35,273**
有形固定資産	**40,739**	**負債の部合計**	**5,317,165**
建物	12,768	**（純資産の部）**	
土地	22,422	**資本金**	**24,658**
リース資産	522	**資本剰余金**	**7,843**
建設仮勘定	979	資本準備金	7,835
その他の有形固定資産	4,045	その他資本剰余金	8
無形固定資産	**379**	**利益剰余金**	**272,096**
その他の無形固定資産	379	利益準備金	24,658
繰延税金資産	**55,623**	その他利益剰余金	247,438
支払承諾見返	**35,273**	固定資産圧縮積立金	859
貸倒引当金	**△ 50,591**	別途積立金	237,405
		繰越利益剰余金	9,173
		自己株式	**△ 2,118**
		株主資本合計	**302,480**
		その他有価証券評価差額金	**△ 9,849**
		繰延ヘッジ損益	**△ 506**
		評価・換算差額等合計	**△ 10,356**
		純資産の部合計	**292,124**
資産の部合計	**5,609,290**	**負債及び純資産の部合計**	**5,609,290**

第125期（平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**130,399**
資金運用収益	**91,410**	
貸出金利息	64,051	
有価証券利息配当金	26,650	
コールローン利息	472	
預け金利息	23	
その他の受入利息	211	
役務取引等収益	**15,556**	
受入為替手数料	7,192	
その他の役務収益	8,364	
その他業務収益	**8,100**	
外国為替売買益	167	
商品有価証券売買益	355	
国債等債券売却益	7,540	
金融派生商品収益	36	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**15,332**	
株式等売却益	12,924	
金銭の信託運用益	1,454	
その他の経常収益	953	
経常費用		**117,766**
資金調達費用	**15,300**	
預金利息	10,989	
譲渡性預金利息	1,888	
コールマネー利息	2,020	
債券貸借取引支払利息	173	
借用金利息	9	
金利スワップ支払利息	202	
その他の支払利息	15	
役務取引等費用	**6,265**	
支払為替手数料	2,072	
その他の役務費用	4,192	
その他業務費用	**15,524**	
国債等債券売却損	431	
国債等債券償還損	10,531	
国債等債券償却	4,561	
営業経費	**60,276**	
その他経常費用	**20,399**	
貸倒引当金繰入額	12,329	
株式等売却損	1	
株式等償却	2,464	
金銭の信託運用損	423	
その他の経常費用	5,179	
経常利益		**12,632**
特別利益		**15**
固定資産処分益	14	
償却債権取立益	0	
特別損失		**727**
固定資産処分損	89	
減損損失	637	
税引前当期純利益		**11,920**
法人税、住民税及び事業税	**7,246**	
法人税等調整額	**△ 3,072**	
法人税等合計		**4,174**
当期純利益		**7,745**

第125期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	24,658
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	24,658
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	7,835
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	7,835
その他資本剰余金	
前期末残高	13
当期変動額	
自己株式の処分	△ 5
当期変動額合計	△ 5
当期末残高	8
資本剰余金合計	
前期末残高	7,848
当期変動額	
自己株式の処分	△ 5
当期変動額合計	△ 5
当期末残高	7,843
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	24,658
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	24,658
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	
前期末残高	887
当期変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 27
当期変動額合計	△ 27
当期末残高	859
別途積立金	
前期末残高	227,805
当期変動額	
別途積立金の積立	9,600
当期変動額合計	9,600
当期末残高	237,405
繰越利益剰余金	
前期末残高	13,655
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,655
固定資産圧縮積立金の取崩	27
別途積立金の積立	△ 9,600
当期純利益	7,745
当期変動額合計	△ 4,481
当期末残高	9,173

（単位：百万円）

科目	金額
利益剰余金合計	
前期末残高	267,006
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,655
当期純利益	7,745
当期変動額合計	5,090
当期末残高	272,096
自己株式	
前期末残高	△ 2,076
当期変動額	
自己株式の取得	△ 106
自己株式の処分	65
当期変動額合計	△ 41
当期末残高	△ 2,118
株主資本合計	
前期末残高	297,437
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,655
当期純利益	7,745
自己株式の取得	△ 106
自己株式の処分	59
当期変動額合計	5,043
当期末残高	302,480
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	44,286
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 54,136
当期変動額合計	△ 54,136
当期末残高	△ 9,849
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△ 429
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 77
当期変動額合計	△ 77
当期末残高	△ 506
評価・換算差額等合計	
前期末残高	43,857
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 54,213
当期変動額合計	△ 54,213
当期末残高	△ 10,356
純資産合計	
前期末残高	341,294
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,655
当期純利益	7,745
自己株式の取得	△ 106
自己株式の処分	59
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 54,213
当期変動額合計	△ 49,169
当期末残高	292,124

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

⑵　金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記⑴のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物　　５年～31年
そ　の　他　　４年～20年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

５．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

⑵　役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

⑶　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

⑷　役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づき、当期末における要支給額を計上しております。

⑸　睡眠預金払戻損失引当金
利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

⑹　偶発損失引当金
信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

7．リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8．ヘッジ会計の方法
⑴　金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

⑵　為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準）
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しております。
これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中の「リース資産」は522百万円、「その他負債」中の「リース債務」は528百万円増加しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）
従来、その他有価証券のうち変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価しておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準により、当期末においては合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。
これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は20,236百万円、その他有価証券評価差額金は12,020百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は8,215百万円減少しております。なお、これによる損益への影響はありません。

変動利付国債の合理的な見積りに基づき算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1．関係会社の株式総額　　92 百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は5,548百万円、延滞債権額は96,212百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は928百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,115百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は128,804百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は18,362百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	151,498	百万円
その他資産	141	百万円

担保資産に対応する債務

預金	35,236	百万円
コールマネー	20,628	百万円
債券貸借取引受入担保金	1,602	百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券136,464百万円を差し入れております。

なお、その他の資産のうち保証金は62百万円であります。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,391,482百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,367,666百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．有形固定資産の減価償却累計額　　69,460 百万円

10．有形固定資産の圧縮記帳額　　7,870 百万円

11.「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は13,246百万円であります。

12. １株当たりの純資産額　770 円 13 銭

13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機器の一部等については、所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

なお、リースにより使用する固定資産に関する事項は次のとおりであります。

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	有形固定資産	10,001 百万円
	無形固定資産	1,458 百万円
	その他	－ 百万円
	合計	11,460 百万円
減価償却累計額相当額	有形固定資産	5,198 百万円
	無形固定資産	364 百万円
	その他	－ 百万円
	合計	5,563 百万円
減損損失累計額相当額	有形固定資産	19 百万円
	無形固定資産	－ 百万円
	その他	－ 百万円
	合計	19 百万円
期末残高相当額	有形固定資産	4,783 百万円
	無形固定資産	1,094 百万円
	その他	－ 百万円
	合計	5,877 百万円

・未経過リース料期末残高相当額	１年内	2,094 百万円
	１年超	4,052 百万円
	合計	6,146 百万円
・リース資産減損勘定の期末残高		10 百万円

・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	2,418 百万円
リース資産減損勘定の取崩額	3 百万円
減価償却費相当額	2,179 百万円
支払利息相当額	277 百万円
減損損失	2 百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

14. 関係会社に対する金銭債権総額　21,702 百万円

15. 関係会社に対する金銭債務総額　2,285 百万円

（損益計算書関係）

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	352 百万円
役務取引等に係る収益総額	76 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	193 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	3 百万円
役務取引等に係る費用総額	546 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	5,068 百万円

関係会社とのその他の取引高総額

各種ローンの被保証債務履行に伴う回収額　　　　　　　1,770 百万円

2.「その他の経常費用」には、債権売却損4,605百万円を含んでおります。

3.１株当たり当期純利益金額　　　　　　20 円 41 銭

4.当期において、宮城県内の営業用店舗13か所及び遊休資産等３か所について減損損失を計上しております。

当行は、減損損失の算定にあたり、原則として、営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額637百万円（土地420百万円、建物133百万円、その他の有形固定資産等83百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.6％で割り引いて、それぞれ算定しております。

5.関連当事者との取引は次のとおりであります。

⑴　子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(％)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	七十七信用保証㈱	仙台市青葉区	30	信用保証業務	所有 直接 5.00 間接 45.90	当行ローンの被保証先 役員の兼任	各種ローンの被保証	638,050	－	－
							被保証債務の履行によるローンの回収	1,342	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

保証料は、各種ローンの債務者が上記子会社に直接支払っているほか、一部のローンについては、当行より支払っております。

⑵　役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(％)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	丸森仲吾	－	－	当行取締役会長 仙台商工会議所会頭	被所有 直接 0.07	仙台商工会議所は与信取引先	仙台商工会議所への資金の貸付	12	貸出金	12
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	㈱藤　崎	仙台市青葉区	400	百貨店	所有 直接 0.66 被所有 直接 0.05	与信取引先	資金の貸付	3,844	貸出金	4,485
							私募債の引受	381	社債	350
							債務の保証	83	支払承諾見返	100
	㈱フジ・スタイリング	仙台市泉　区	38	紳士服縫製	－	与信取引先	資金の貸付	322	貸出金	315
	㈱藤崎エージェンシー	仙台市青葉区	50	百貨店友の会運営 保険代理店	－	与信取引先	債務の保証	387	支払承諾見返	400
	㈱壹岐砂利店	仙台市太白区	10	砂利販売	－	与信取引先	資金の貸付	239	貸出金	229
							債務の保証	70	支払承諾見返	70
	医療法人社団昌慶会	宮城県大河原町	10	歯科診療所	－	与信取引先	資金の貸付	32	貸出金	29

(注)１.取引金額は平均残高を記載しております。

２.丸森仲吾氏は、平成20年６月27日付で任期満了により当行取締役を退任しておりますので、取引金額については同日までのものを、期末残高については同日現在の残高をそれぞれ記載しております。

３．株式会社壹岐砂利店は、当該関連当事者に係る役員が平成20年６月27日付で任期満了により当行取締役を退任しておりますので、取引金額については同日までのものを、期末残高については同日現在の残高をそれぞれ記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引と同様な条件で行っております。なお、役員との取引は、第三者の代表者として行った取引であります。

（追加情報）

「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日）が平成20年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	3,885	199	121	3,963	（注）
合計	3,885	199	121	3,963	

（注） 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中のその他買入金銭債権が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成21年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当期の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	37,455	11

２．その他有価証券で時価のあるもの（平成21年３月31日現在）

	取得原価（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	69,377	85,079	15,702	24,553	8,851
債券	1,371,075	1,385,465	14,389	17,502	3,112
国債	756,463	765,417	8,953	10,587	1,633
地方債	86,895	87,815	919	1,030	110
社債	527,716	532,232	4,516	5,884	1,368
その他	259,674	215,539	△ 44,135	661	44,796
合計	1,700,126	1,686,084	△ 14,042	42,717	56,759

（注）１．貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

３．当期において、その他有価証券で時価のある株式等について7,000百万円減損処理を行っております。

売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるものについて、時価が50％以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が30％以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率を勘案し、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

（追加情報）
従来、その他有価証券のうち変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価しておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準により、当期末においては合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。
これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は20,236百万円、その他有価証券評価差額金は12,020百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は8,215百万円減少しております。なお、これによる損益への影響はありません。
変動利付国債の合理的な見積りに基づき算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3．当期中に売却したその他有価証券（自 平成20年４月１日　至 平成21年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	345,221	20,464	433

4．時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成21年３月31日現在）

内　　容	金　　額(百万円)
満期保有目的の債券 貸付債権信託受益権	 1,279
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	 92
その他有価証券 非上場株式 公募債以外の内国非上場債券 投資事業組合出資金	 3,239 13,246 250

5．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年３月31日現在）

	１年以内 （百万円）	１年超５年以内 （百万円）	５年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	125,258	700,178	332,598	240,675
国債	81,393	313,111	130,237	240,675
地方債	159	47,787	39,868	－
社債	43,705	339,280	162,492	－
その他	17,180	73,711	60,809	443
合計	142,438	773,889	393,407	241,119

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（平成21年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当期の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	19,852	△　1,021

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年３月31日現在）

	取得原価 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
その他の 金銭の信託	22,135	18,156	△　3,979	－	3,979

（注）１．貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

３．当期において、その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のある株式について59百万円減損処理を行っております。

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券のうち時価のあるものについては、時価が50％以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が30％以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率を勘案し、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	19,212	百万円
退職給付引当金	16,850	
減価償却	8,339	
その他有価証券評価差額金	8,172	
有価証券償却	2,757	
その他	4,149	
繰延税金資産小計	59,481	
評価性引当額	△　3,274	
繰延税金資産合計	56,206	
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△　583	
繰延税金負債合計	△　583	
繰延税金資産の純額	55,623	百万円

（平成21年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	315,510	預金	4,861,657
コールローン及び買入手形	4,526	譲渡性預金	264,840
買入金銭債権	11,421	コールマネー及び売渡手形	52,061
商品有価証券	37,455	債券貸借取引受入担保金	1,602
金銭の信託	38,008	借用金	15,193
有価証券	1,712,933	外国為替	101
貸出金	3,381,779	その他負債	67,764
外国為替	1,096	役員賞与引当金	42
リース債権及びリース投資資産	28,498	退職給付引当金	42,093
その他資産	33,842	役員退職慰労引当金	945
有形固定資産	42,697	睡眠預金払戻損失引当金	154
建物	12,944	偶発損失引当金	560
土地	22,839	支払承諾	35,273
リース資産	305	負債の部合計	5,342,290
建設仮勘定	979	（純資産の部）	
その他の有形固定資産	5,628	資本金	24,658
無形固定資産	1,529	資本剰余金	7,843
ソフトウェア	1,143	利益剰余金	273,250
その他の無形固定資産	385	自己株式	△ 2,092
繰延税金資産	59,088	株主資本合計	303,659
支払承諾見返	35,273	その他有価証券評価差額金	△ 9,848
貸倒引当金	△ 59,409	繰延ヘッジ損益	△ 506
		評価・換算差額等合計	△ 10,355
		少数株主持分	8,658
		純資産の部合計	301,962
資産の部合計	5,644,253	負債及び純資産の部合計	5,644,253

連結損益計算書

（平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**148,268**
資金運用収益	**92,006**	
貸出金利息	64,556	
有価証券利息配当金	26,741	
コールローン利息及び買入手形利息	472	
預け金利息	23	
その他の受入利息	211	
役務取引等収益	**16,426**	
その他業務収益	**24,651**	
その他経常収益	**15,184**	
経常費用		**135,889**
資金調達費用	**15,515**	
預金利息	10,986	
譲渡性預金利息	1,888	
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,020	
債券貸借取引支払利息	173	
借用金利息	239	
その他の支払利息	206	
役務取引等費用	**5,718**	
その他業務費用	**29,916**	
営業経費	**61,866**	
その他経常費用	**22,873**	
貸倒引当金繰入額	14,549	
その他の経常費用	8,324	
経常利益		**12,378**
特別利益		**49**
固定資産処分益	14	
償却債権取立益	2	
その他の特別利益	31	
特別損失		**731**
固定資産処分損	93	
減損損失	637	
税金等調整前当期純利益		**11,696**
法人税、住民税及び事業税	**7,645**	
法人税等調整額	**△ 3,360**	
法人税等合計		**4,284**
少数株主損失		**311**
当期純利益		**7,724**

（平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	24,658
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	24,658
資本剰余金	
前期末残高	7,848
当期変動額	
自己株式の処分	△　5
当期変動額合計	△　5
当期末残高	7,843
利益剰余金	
前期末残高	268,181
当期変動額	
剰余金の配当	△　2,655
当期純利益	7,724
当期変動額合計	5,068
当期末残高	273,250
自己株式	
前期末残高	△　2,051
当期変動額	
自己株式の取得	△　106
自己株式の処分	65
当期変動額合計	△　41
当期末残高	△　2,092
株主資本合計	
前期末残高	298,638
当期変動額	
剰余金の配当	△　2,655
当期純利益	7,724
自己株式の取得	△　106
自己株式の処分	59
当期変動額合計	5,021
当期末残高	303,659
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	44,289
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△　54,137
当期変動額合計	△　54,137
当期末残高	△　9,848

（単位：百万円）

科　　　　　目	金　　額
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△　429
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△　77
当期変動額合計	△　77
当期末残高	△　506
評価・換算差額等合計	
前期末残高	43,860
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△　54,215
当期変動額合計	△　54,215
当期末残高	△　10,355
少数株主持分	
前期末残高	8,992
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△　334
当期変動額合計	△　334
当期末残高	8,658
純資産合計	
前期末残高	351,491
当期変動額	
剰余金の配当	△　2,655
当期純利益	7,724
自己株式の取得	△　106
自己株式の処分	59
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△　54,550
当期変動額合計	△　49,528
当期末残高	301,962

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

１．連結計算書類の作成方針

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結される子会社及び子法人等　　　７社

連結される子会社名

七十七ビジネスサービス株式会社
七十七スタッフサービス株式会社
七十七事務代行株式会社

連結される子法人等名

七十七リース株式会社
七十七信用保証株式会社
七十七コンピューターサービス株式会社
株式会社七十七カード

②　非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

②　持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

⑶　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

３月末日　　　　７社

２．会計処理基準に関する事項

⑴　商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

⑵　有価証券の評価基準及び評価方法

㈠　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

㈡　金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記㈠のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

⑶　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。

⑷　減価償却の方法

㈠　有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物　　５年～31年
そ の 他　　４年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

借手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対

象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる借手側の損益等に与える影響額は軽微であります。

貸手側については、従来の方法に比べ、リース債権及びリース投資資産は28,498百万円増加し、有形固定資産は26,205百万円、無形固定資産は2,582百万円それぞれ減少しております。また、経常利益は106百万円、税金等調整前当期純利益は74百万円それぞれ減少しております。

なお、貸手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額をリース投資資産の期首簿価として計上しております。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

従来、その他有価証券のうち変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価しておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準により、当連結会計年度末においては合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は20,236百万円、その他有価証券評価差額金は12,020百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は8,215百万円減少しております。なお、これによる損益への影響はありません。

変動利付国債の合理的な見積りに基づき算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,447百万円、延滞債権額は98,271百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は928百万円であります。
　なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,231百万円であります。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は131,879百万円であります。
　なお、１．から　４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は18,362百万円であります。
6．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	151,498 百万円
その他資産	141 百万円
リース投資資産	700 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	35,236 百万円
コールマネー	20,628 百万円
債券貸借取引受入担保金	1,602 百万円
借用金	441 百万円

　上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券136,464百万円を差し入れております。
　なお、その他資産のうち保証金は94百万円であります。
7．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,444,354百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,420,539百万円あります。
　なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8．有形固定資産の減価償却累計額　75,095 百万円
9．有形固定資産の圧縮記帳額　7,870 百万円
10．借用金には、リース投資資産13,792百万円を担保に提供する債権譲渡予約を行っている借入金11,494百万円が含まれております。
11．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は13,246百万円であります。
12．１株当たりの純資産額　773 円 24 銭
13．連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機器の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
　なお、リースにより使用する固定資産に関する事項は次のとおりであります。

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額

取得価額相当額	有形固定資産	6,859	百万円
	無形固定資産	222	百万円
	その他	－	百万円
	合計	7,081	百万円
減価償却累計額相当額	有形固定資産	3,273	百万円
	無形固定資産	165	百万円
	その他	－	百万円
	合計	3,439	百万円
減損損失累計額相当額	有形固定資産	－	百万円
	無形固定資産	－	百万円
	その他	－	百万円
	合計	－	百万円
年度末残高相当額	有形固定資産	3,585	百万円
	無形固定資産	57	百万円
	その他	－	百万円
	合計	3,642	百万円
・未経過リース料年度末残高相当額	１年内	1,443	百万円
	１年超	2,654	百万円
	合計	4,098	百万円
・リース資産減損勘定年度末残高		－	百万円

・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	1,565	百万円
リース資産減損勘定の取崩額	－	百万円
減価償却費相当額	1,429	百万円
支払利息相当額	163	百万円
減損損失	－	百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりであります。

退職給付債務	△ 98,748 百万円
年金資産（時価）	33,599
未積立退職給付債務	△ 65,149
会計基準変更時差異の未処理額	－
未認識数理計算上の差異	23,056
未認識過去勤務債務	－
連結貸借対照表計上額の純額	△ 42,093
前払年金費用	－
退職給付引当金	△ 42,093

（連結損益計算書関係）

１.「その他の経常費用」には、債権売却損4,752百万円及び株式等償却2,470百万円を含んでおります。

２．１株当たり当期純利益金額　　20 円 36 銭

３．当連結会計年度において、当行は、宮城県内の営業用店舗13か所及び遊休資産等３か所について減損損失を計上しております。

減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結される子会社及び子法人等は各社をそれぞれ１つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額637百万円（土地420百万円、建物133百万円、その他の有形固定資産等83百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.6％で割り引いて、それぞれ算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	383,278	―	―	383,278	
合　計	383,278	―	―	383,278	
自己株式					
普通株式	3,885	199	121	3,963	（注）
合　計	3,885	199	121	3,963	

（注）　自己株式（普通株式）の増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

２．配当に関する事項

⑴　当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成20年６月27日定時株主総会	普通株式	1,327百万円	3.5円	平成20年３月31日	平成20年６月30日
平成20年11月12日取締役会	普通株式	1,327百万円	3.5円	平成20年９月30日	平成20年12月９日
合　計		2,655百万円			

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成21年６月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成21年６月26日定時株主総会	普通株式	1,327百万円	利益剰余金	3.5円	平成21年３月31日	平成21年６月29日

（有価証券関係）

連結貸借対照表の、「有価証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中のその他買入金銭債権が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成21年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	37,455	11

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	7,712	7,795	83	83	－
地方債	2,299	2,302	2	4	1
合計	10,012	10,097	85	87	1

（注）1．時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3．その他有価証券で時価のあるもの（平成21年３月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	69,407	85,134	15,720	24,572	8,851
債券	1,371,075	1,385,465	14,389	17,502	3,112
国債	756,463	765,417	8,953	10,587	1,633
地方債	86,895	87,815	919	1,030	110
社債	527,716	532,232	4,516	5,884	1,368
その他	259,674	215,539	△　44,135	661	44,796
合計	1,700,157	1,686,138	△　14,024	42,735	56,760

（注）1．連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3．当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について7,006百万円減損処理を行っております。

売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるものについて、時価が50％以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が30％以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率を勘案し、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

（追加情報）

従来、その他有価証券のうち変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価しておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準により、当連結会計年度末においては合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は20,236百万円、その他有価証券評価差額金は12,020百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は8,215百万円減少しております。なお、これによる損益への影響はありません。

変動利付国債の合理的な見積りに基づき算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	345,221	20,464	433

5．時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年３月31日現在）

内　　容	金　　額(百万円)
満期保有目的の債券 　貸付債権信託受益権	 1,279
その他有価証券 　非上場株式 　公募債以外の内国非上場債券 　投資事業組合出資金	 3,285 13,246 250

6．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年３月31日現在）

	１年以内 （百万円）	１年超５年以内 （百万円）	５年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	127,359	708,089	332,598	240,675
国債	83,494	318,722	130,237	240,675
地方債	159	50,086	39,868	－
社債	43,705	339,280	162,492	－
その他	17,180	73,711	60,809	443
合計	144,540	781,800	393,407	241,119

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（平成21年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	19,852	△　1,021

2．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年３月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
その他の 金銭の信託	22,135	18,156	△　3,979	－	3,979

(注) 1．連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3．当連結会計年度において、その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のある株式について59百万円減損処理を行っております。

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券のうち時価のあるものについては、時価が50％以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が30％以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率を勘案し、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

株式会社 七十七銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員 公認会計士 菅 博雄 ㊞
指定社員 業務執行社員 公認会計士 髙原 透 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社七十七銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

株式会社 七 十 七 銀 行
取 締 役 会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士 菅 博雄 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士 髙原 透 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社七十七銀行の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社七十七銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および支店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平 成 21 年 ５ 月 12 日

株式会社 七 十 七 銀 行 監査役会

常勤監査役　小野寺　壽　雄　㊞

常勤監査役　北　浦　　聡　㊞

社外監査役　杉　田　正　博　㊞

社外監査役　中　村　　健　㊞

社外監査役　千　葉　眞　弘　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第125期の期末配当につきましては、これまでと同様経営体質強化のための内部留保に意を用いるとともに、安定配当の継続を基本として、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金３円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,327,604,369円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、１株につき７円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年６月29日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　　　5,100,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　5,100,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が施行されたことなどに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

⑴　「社債等登録法」(昭和17年法律第11号）が平成20年１月４日付で廃止されたことに伴い、現行定款第２条（目的）について文言を削除いたしたいと存じます。

⑵　「決済合理化法」附則第６条第１項の定めにより、「決済合理化法」の施行日（平成21年１月５日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされていることから、現行定款第８条（株券の発行）を削除し、第９条（単元株式数および単元未満株券の不発行)、第12条（株主名簿管理人）および第13条（株式の取扱）について株券に関する文言の削除および修正をいたしたいと存じます。

⑶　「決済合理化法」附則第２条の定めにより、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号）が廃止されたことから、現行定款第10条（単元未満株式についての権利）および第12条（株主名簿管理人）について実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除いたしたいと存じます。

⑷　株式取扱規定において、株主権行使の手続きを定めていることを明確にするため、現行定款第13条（株式の取扱）について所要の変更をいたしたいと存じます。

⑸　会社法（平成17年法律第86号）第221条第１項の定めにより、株券喪失登録簿は、「決済合理化法」の施行日（平成21年１月５日）の翌日から起算して１年を経過する日までこれを作成し備え置くこととされていることから、付則を設け変更案第１条、第２条を新設いたしたいと存じます。

⑹　現行定款第８条の削除により、条数の変更をいたしたいと存じます。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
（目　的） 第２条　当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。 １．預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引 ２．債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 ３．国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務 ４．信託業務 ５．前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 ６．その他前各号の業務に付帯または関連する事項	（目　的） 第２条　当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。 １．預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引 ２．債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 ３．国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務 ４．信託業務 ５．前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 ６．その他前各号の業務に付帯または関連する事項
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（株券の発行） 第８条　当銀行は、株式に係る株券を発行する。	（削　除）
（単元株式数および単元未満株券の不発行） 第９条　当銀行の単元株式数は1,000株とする。 ２．当銀行は前条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。	（単元株式数） 第８条　当銀行の単元株式数は1,000株とする。 （削　除）
（単元未満株式についての権利） 第10条　当銀行の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利	（単元未満株式についての権利） 第９条　当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

現　　行　　定　　款	変　　　更　　　案
3．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4．次条に定める請求をする権利	3．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4．次条に定める請求をする権利
（単元未満株式の買増し） 第11条　（条文省略）	（単元未満株式の買増し） 第10条　（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第12条　当銀行は、株主名簿管理人を置く。 2．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3．当銀行の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。	（株主名簿管理人） 第11条　当銀行は、株主名簿管理人を置く。 2．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3．当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。
（株式の取扱） 第13条　当銀行の発行する株券の種類、株式の名義書換、質権登録、信託財産の表示、株主・質権者等の諸届、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規定による。	（株式の取扱） 第12条　当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規定による。
第14条 ～　　　（条文省略） 第42条	第13条 ～　　　（現行どおり） 第41条
（新　設）	付　則 第１条　当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。 第２条　前条および本条は、平成22年１月５日まで有効とし、平成22年１月６日をもって前条および本条を削るものとする。

第３号議案　取締役16名選任の件

取締役全員（16名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役16名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当行における地位、担当 （他の法人等の代表状況）	所有する当行の株式の数
1	鎌　田　　宏 （昭和16年４月11日生）	昭和40年４月　当行入行 平成３年６月　当行経理部長 平成４年６月　当行企画部長 平成５年６月　当行取締役企画部長 平成７年６月　当行取締役本店営業部長 平成９年６月　当行常務取締役 平成13年６月　当行専務取締役 平成14年６月　当行代表取締役副頭取 平成17年６月　当行代表取締役頭取 現在に至る	134,645株
2	氏　家　照　彦 （昭和21年８月29日生）	昭和44年４月　日本興業銀行入行 平成４年８月　同行関連事業部参事役 平成５年６月　当行取締役営業開発部長 平成７年６月　当行取締役営業推進部長 平成９年６月　当行取締役本店営業部長 平成10年６月　当行常務取締役本店営業部長 平成11年６月　当行常務取締役調査部長 平成12年３月　当行常務取締役 平成14年６月　当行専務取締役 平成17年６月　当行代表取締役副頭取 現在に至る	426,000株

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当行における地位、担当
（他の法人等の代表状況）</th><th>所有する当行
の株式の数</th></tr>
<tr><td>3</td><td>永　山　勝　教
（昭和22年５月15日生）</td><td>昭和46年４月　当行入行
平成５年６月　当行ニューヨーク支店長
平成７年６月　当行国際部長
平成９年６月　当行取締役営業推進部長
平成11年６月　当行取締役東京支店長
平成13年４月　当行取締役総合企画部長
平成15年６月　当行常務取締役
平成15年11月　当行常務取締役国際部長
平成16年６月　当行常務取締役
平成18年６月　当行専務取締役
平成20年６月　当行代表取締役専務
現在に至る</td><td>25,500株</td></tr>
<tr><td>4</td><td>長　尾　公　嗣
（昭和25年８月23日生）</td><td>昭和49年４月　当行入行
平成８年９月　当行東卸町支店長
平成11年６月　当行一番町支店長
平成13年４月　当行人事部長
平成16年６月　当行取締役卸町支店長
平成17年６月　当行取締役本店営業部長
平成18年６月　当行常務取締役
現在に至る</td><td>20,000株</td></tr>
<tr><td>5</td><td>山　田　正　行
（昭和26年８月17日生）</td><td>昭和49年４月　当行入行
平成５年３月　当行七ヶ浜支店長
平成６年９月　当行秘書室長
平成10年３月　当行県庁支店長
平成12年３月　当行営業渉外部長
平成14年３月　当行営業統轄部長
平成16年６月　当行取締役東京支店長
平成18年６月　当行常務取締役
現在に至る</td><td>39,000株</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当行における地位、担当 （他の法人等の代表状況）	所有する当行の株式の数
6	神部光崇 （昭和27年10月23日生）	昭和50年４月　当行入行 平成11年９月　当行新伝馬町支店長 平成13年６月　当行市場営業部長 平成16年６月　当行取締役資金証券部長 平成18年６月　当行取締役東京支店長 平成20年６月　当行常務取締役 現在に至る	22,000株
7	藤代哲也 （昭和28年３月１日生）	昭和51年４月　当行入行 平成９年３月　当行南町通支店長 平成10年３月　当行東京事務所長 平成12年６月　当行白石支店長 平成14年６月　当行調査部長 平成16年３月　当行名掛丁支店長 平成17年６月　当行取締役営業統轄部長 平成20年６月　当行取締役東京支店長 現在に至る	16,600株
8	大内栄治 （昭和29年９月19日生）	昭和52年４月　当行入行 平成７年９月　当行泉崎支店長 平成10年３月　当行秘書室長 平成13年４月　当行一番町支店長 平成15年９月　当行塩釜支店長 平成17年６月　当行取締役リスク統轄部長 現在に至る	12,000株
9	鈴木勇 （昭和28年11月10日生）	昭和52年４月　当行入行 平成12年９月　当行増田支店長 平成14年３月　当行法人営業部長 平成16年６月　当行人事部長 平成18年６月　当行取締役本店営業部長 平成20年６月　当行取締役営業統轄部長 現在に至る	11,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当行における地位、担当 （他の法人等の代表状況）	所有する当行の株式の数
10	堀　田　賢　一 （昭和29年７月13日生）	昭和53年４月　当行入行 平成12年３月　当行仙台原町支店長 平成14年３月　当行個人営業部長 平成16年６月　当行営業統轄部長 平成17年６月　当行塩釜支店長 平成18年６月　当行取締役石巻支店長 平成20年６月　当行取締役監査部長 現在に至る	9,000株
11	長　谷　昌　武 （昭和30年12月26日生）	昭和53年４月　当行入行 平成11年６月　当行八木山支店長 平成13年６月　当行佐沼支店長 平成15年９月　当行事務管理部長 平成18年６月　当行取締役事務管理部長 平成20年６月　当行取締役卸町支店長 現在に至る	11,000株
12	小　島　昌　邦 （昭和30年２月20日生）	昭和52年４月　当行入行 平成12年６月　当行多賀城支店長 平成14年９月　当行盛岡支店長 平成16年６月　当行監査部長 平成19年６月　当行取締役古川支店長 現在に至る	5,000株
13	田　村　秀　春 （昭和30年４月13日生）	昭和54年４月　当行入行 平成14年９月　当行二日町支店長 平成16年６月　当行市場国際部長 平成17年６月　当行総合企画部長 平成20年６月　当行取締役本店営業部長 現在に至る	4,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（他の法人等の代表状況）	所有する当行の株式の数
14	石崎敏夫 （昭和31年10月26日生）	昭和54年４月　当行入行 平成10年６月　当行扇町支店長 平成12年３月　当行融資部個人融資課長 平成14年３月　当行個人営業部個人融資課長 平成14年６月　当行仙台市役所支店長 平成17年６月　当行市場国際部長 平成20年６月　当行取締役資金証券部長 現在に至る	10,200株
15	丹野雅也 （昭和30年２月11日生）	昭和53年４月　当行入行 平成12年３月　当行扇町支店長 平成13年６月　当行郡山支店長 平成15年６月　当行日本橋支店長 平成17年６月　当行審査部長 平成20年６月　当行取締役石巻支店長 現在に至る	21,100株
16	五十嵐　信 （昭和32年３月18日生）	昭和55年４月　当行入行 平成12年９月　当行小名浜支店長 平成14年６月　当行芭蕉の辻支店長 平成16年６月　当行白石支店長 平成17年６月　当行総務部長 平成18年６月　当行人事部長 現在に至る	3,000株

注．各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役佐藤令一氏は、本総会終結の時をもって退任いたしますので、その在任中の功労に報いるため、当行所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　　名	略　　　　　　　歴
佐　藤　令　一	平成14年６月　当行取締役リスク統轄部長 平成17年６月　当行常務取締役 現在に至る

また、当行は経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行った結果、本総会終結の時をもって、取締役および監査役における従来の退職慰労金制度を廃止することを、平成21年５月15日開催の取締役会で決議いたしました。

これに伴い、第３号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として重任される取締役15名および本総会後も引き続き在任する監査役５名に対し、本総会終結の時までの功労に報いるため、従来の当行所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、各人の役員退任以降とすることを予定しております。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　　　歴
鎌　田　　宏	平成５年６月　当行取締役企画部長 平成７年６月　当行取締役本店営業部長 平成９年６月　当行常務取締役 平成13年６月　当行専務取締役 平成14年６月　当行代表取締役副頭取 平成17年６月　当行代表取締役頭取 現在に至る
氏　家　照　彦	平成５年６月　当行取締役営業開発部長 平成７年６月　当行取締役営業推進部長 平成９年６月　当行取締役本店営業部長 平成10年６月　当行常務取締役本店営業部長 平成11年６月　当行常務取締役調査部長 平成12年３月　当行常務取締役 平成14年６月　当行専務取締役 平成17年６月　当行代表取締役副頭取 現在に至る
永　山　勝　教	平成９年６月　当行取締役営業推進部長 平成11年６月　当行取締役東京支店長 平成13年４月　当行取締役総合企画部長 平成15年６月　当行常務取締役 平成15年11月　当行常務取締役国際部長 平成16年６月　当行常務取締役 平成18年６月　当行専務取締役 平成20年６月　当行代表取締役専務 現在に至る
長　尾　公　嗣	平成16年６月　当行取締役卸町支店長 平成17年６月　当行取締役本店営業部長 平成18年６月　当行常務取締役 現在に至る
山　田　正　行	平成16年６月　当行取締役東京支店長 平成18年６月　当行常務取締役 現在に至る
神　部　光　崇	平成16年６月　当行取締役資金証券部長 平成18年６月　当行取締役東京支店長 平成20年６月　当行常務取締役 現在に至る

氏　　　名	略　　　　　歴
藤　代　哲　也	平成17年６月　当行取締役営業統轄部長 平成20年６月　当行取締役東京支店長 現在に至る
大　内　栄　治	平成17年６月　当行取締役リスク統轄部長 現在に至る
鈴　木　　　勇	平成18年６月　当行取締役本店営業部長 平成20年６月　当行取締役営業統轄部長 現在に至る
堀　田　賢　一	平成18年６月　当行取締役石巻支店長 平成20年６月　当行取締役監査部長 現在に至る
長　谷　昌　武	平成18年６月　当行取締役事務管理部長 平成20年６月　当行取締役卸町支店長 現在に至る
小　島　昌　邦	平成19年６月　当行取締役古川支店長 現在に至る
田　村　秀　春	平成20年６月　当行取締役本店営業部長 現在に至る
石　崎　敏　夫	平成20年６月　当行取締役資金証券部長 現在に至る
丹　野　雅　也	平成20年６月　当行取締役石巻支店長 現在に至る
小野寺　壽　雄	平成16年６月　当行常勤監査役 現在に至る
北　浦　　　聡	平成20年６月　当行常勤監査役 現在に至る
杉　田　正　博	平成19年６月　当行監査役 現在に至る
中　村　　　健	平成19年６月　当行監査役 現在に至る
千　葉　眞　弘	平成20年６月　当行監査役 現在に至る

第５号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件

今般の役員報酬制度の見直しによる役員退職慰労金制度の廃止および諸般の事情を考慮して、従来の取締役報酬額とは別枠にて、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額２億円以内の範囲で割り当てることといたしたいと存じます。

ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

なお、取締役のストックオプション報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は16名であり、第３号議案が原案どおり承認されますと本総会終結の時から16名となります。

取締役のストックオプション報酬の配分および支給時期につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由およびその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

１．報酬として新株予約権を割り当てる理由

取締役の報酬と当行株価との連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず下落リスクについても株主の皆様と共有することで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的とするものであります。

２．新株予約権の内容

⑴ 新株予約権の総数および目的である株式の種類および数

新株予約権の総数

5,000個を１年間の上限といたします。

新株予約権の目的である株式の種類および数

当行普通株式500千株を１年間の上限といたします。

新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株といたします。

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当て、株式の分割または株式の併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものといたします。

⑵　新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日において算定された公正価額を基準として決定される額を払込金額といたします。

なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものといたします。

⑶　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

⑷　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内といたします。

⑸　新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものといたします。

⑹　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものといたします。

⑺　その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、募集事項等を決定する当行取締役会において定めるものといたします。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

記

〔インターネットによる議決権行使について〕

1．インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-kosi.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成21年６月25日（木曜日）午後５時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

7．議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

⑴　パソコンを利用する場合

①　インターネットにアクセスできること

②　インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer ver.5.5 SP2以上またはNetscape ver.6.2以上を使用できること

③　ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること

④　議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会招集ご通知・株主総会参考書類をご覧になる場合にはAdobe Reader ver.6.0以上を使用できること

※Microsoft および Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporation の、米国、日本およびその他の国における登録商標または商標です。

※Netscape は、米国およびその他の国における Netscape Communications Corporation 社の登録商標です。

※Adobe Reader は、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。

⑵　携帯電話を利用する場合

①　「ｉモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること

②　暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

※「ｉモード」は株式会社ＮＴＴドコモの登録商標です。

※「EZweb」はＫＤＤＩ株式会社の登録商標です。

※「Yahoo!」は、米国Yahoo!Inc．の登録商標または商標です。

〔機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて〕

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　日本証券代行㈱代理人部　ＩＴ総会ヘルプデスク
【専用ダイヤル】　0120―707―743
24時間お受けいたします（土曜・日曜・祝日も受付）

株主総会会場ご案内略図

会　場　仙台市青葉区中央三丁目３番20号
　　　　七十七銀行本店４階会議室
　　　　電 話（022）267－１１１１(代表)

○最寄りの駅　Ｊ　Ｒ　線　仙台駅から徒歩　約10分
　　　　　　　ＪＲ仙石線　あおば通駅から徒歩　約５分
　　　　　　　仙台市営地下鉄　仙台駅から徒歩　約７分